



コロナ禍におけるクラブの運営について

発表者：岐阜西ロータリークラブ
会長 篠田正男

クラブ定款第6条（c）には、全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、理事会は例会を取りやめることができる、とあります。本クラブにおきましては、岐阜県及び日本全域に非常事態宣言が発出され新型コロナウイルス感染拡大防止のために、4月と5月は全ての例会が休会となりました。

現在、岐阜県に於いては「第2派非常事態宣言」が出されていますが、店舗や施設への休業要請は行っていませんので、例会は通常通り行う予定です。

しかしながら、クラブ会員の中にはコロナの影響により、経営そのものに甚大なる被害が出ている現状があります。更に九州に於いては自然災害による被害も出ています。

このような社会情勢の中に於いて、新規会員獲得どころか会員数の現状維持すら難しい状況でもあります。今までのような通常例会を継続するだけでなく、地区、各グループ単位で会員の会社が困っているようであれば、少しでも助け合えるロータリアンでありたいと思います。例えば、地区に於いてホームページ等で救済を求める会員を公募し、地区会員に協力を得られるような体制をすべきかと思えます。

4つのテストにあるように、好意と友情を深めみんなのためになるロータリアンでありたいと願います。